

露地栽培による原木しいたけの出荷制限について

宮城県が、石巻市内の露地栽培による原木しいたけを検査したところ、基準値を超過したため、4月19日付けで国から出荷制限が指示された。このため、石巻市から生産者に対し、当分の間、出荷を差し控えるよう要請した。(要請は、原木しいたけ(露地)に限り、施設栽培による原木しいたけ及び菌床栽培のしいたけは、出荷自粛の対象外)

今後、原則として1市町当たり3か所以上のすべての採取ポイントについて、直近1か月以内の検査結果がすべて基準値以下となった場合、宮城県が国へ解除の申請をする。

なお、県内では、5月14日現在、白石市ほか9市、丸森町ほか9町の計20市町が、同様の出荷制限を受けている。

記

1 放射性物質検査

- ・ 検査年月日 平成24年4月18日
- ・ 検体数 2検体
- ・ 検査結果 放射性セシウム 190ベクレル/kg、69ベクレル/kg
∴ 1検体が、基準値100ベクレル/kgを超過(別紙1)

2 対応状況

- 平成24年4月18日 知事から市長へ出荷自粛依頼あり(別紙2)
県林業振興課が記者発表
市長から生産者に対し、出荷自粛を依頼
石巻記者クラブへ投げ込み
- 平成24年4月19日 原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から知事に対し、
出荷制限の指示あり(別紙3)
知事から市長に対し、出荷制限の要請あり
(市では、生産者に対し18日付け文書で国の指示と同様の依頼をしているので、改めて通知せず)
- 平成24年4月20日 産業部長から環境放射線対策本部員へ通知(別紙4)
- 平成24年4月24日 JA主催の説明会へ出席(農林課長ほか1名)

記者発表資料
 平成24年4月18日
 林業振興課(地域林業振興班)
 担当者 高橋, 眞田
 内線 2914

露地栽培による原木しいたけの放射性物質検査結果について

1 検査経緯

4月1日から国により新基準値(100ベクレル/kg)が適用されたことから、県内の検査強化に努めてきたところ、これまでに村田町、気仙沼市、南三陸町及び栗原市で国の基準値を超過し、平成24年4月5日、4月11日及び4月12日付けで国から出荷制限が指示されている。

本日、石巻市の同品目を検査したところ基準値を超過したため、生産者及び石巻市等関係者に対して出荷自粛を要請した。

2 検査方法

ゲルマニウム半導体検出器による検査

3 検査年月日

平成24年4月18日

4 検査機関

宮城県

5 検査結果

(単位:ベクレル/kg)

市町	採取年月日	測定値 (放射性セシウム合計値)	基準値 (放射性セシウム合計値)
石巻市	H24年4月17日	190	100

6 対応状況

- 原木しいたけ(露地)の出荷を行わないよう生産者及び石巻市へ要請した。
- 当該生産品は、出荷前に検査しており流通していないため、回収等は生じない。
- 引き続き、原木しいたけ(露地)について、出荷前の検査を徹底し、基準値を超える生産物が流通しないようにしていく。

7 宮城県における国の新基準値超過の経過(原木しいたけ:露地栽培のみ)

(単位:ベクレル/kg)

測定年月日	公表月日	市町村	測定値 (放射性セシウム合計値)	基準値 (放射性セシウム合計値)
H24年4月4日	H24年4月4日	村田町	350	100
H24年4月10日	H24年4月10日	気仙沼市	172 203	
H24年4月10日	H24年4月10日	南三陸町	209	
H24年4月11日	H24年4月11日	栗原市	150	

8 県内におけるこれまでの原木しいたけ（露地）の検査結果について

【平成23年度】

15市町で52検体の検査を実施し、そのうち6検体が国の暫定規制値を超えている。
 *白石市，角田市，丸森町，蔵王町は出荷制限が継続中。

【平成24年度】

市町村	検体数	測定結果（放射性セシウム） 回数・測定日・測定値（ベクレル/kg）
村田町	1	① 4/ 4 350
気仙沼市	3	① 4/10 172 ② 4/10 203 ③ 4/10 49
南三陸町	1	① 4/10 209
栗原市	1	① 4/11 150
石巻市	2	① 4/18 190 ② 4/18 69

※5市町で8検体の検査を実施している。

【参考：H23原木しいたけ（露地・施設）生産状況】

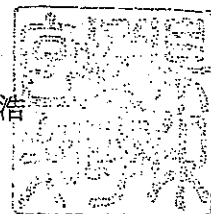
圏域等	生産量	生産者数	主な出荷先
県全体	304 ト	209 戸	個人、JA、直売所
石巻市	21 ト(7%)	13 戸	個人、一般農協、直売所

林 振 第 6 8 号

平成24年4月18日

石 巻 市 長 殿
(農林課扱い)

宮城県知事 村 井 嘉 浩



福島第一原子力発電所事故に伴う原木しいたけ（露地）の出荷の自粛について

(依頼)

このことについて、貴市において産出された原木しいたけ（露地）を検査したところ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項に規定する食品中の放射性物質の基準を超える放射性セシウムが検出されたので、当分の間、出荷を差し控えるよう生産者等へお知らせ願うとともに適切な対応について指導願います。

なお、施設栽培による原木しいたけ及び菌床栽培のしいたけについては、この取扱いの対象ではありません。



担当：農林水産部林業振興課

地域林業振興班 眞田・小野・名和

電話：022-211-2914

指 示

平成24年4月19日

宮城県知事
村井 嘉浩 殿原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づく平成24年4月12日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

1. 宮城県石巻市、気仙沼市、白石市、角田市、栗原市、蔵王町、村田町、丸森町及び南三陸町において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
2. 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域において漁獲されたすずきについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。
3. 貴県において飼養されている牛について、当分の間、県外への移動（12月齢未満の牛を除く。）及びと畜場への出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛については、この限りでない。

平成24年4月20日

石巻市環境放射線対策本部員 各位

産 業 部 長

福島第一原子力発電所事故に伴う露地栽培による原木しいたけの出荷制限
について

本市で産出された露地栽培による原木しいたけを宮城県で検査したところ、食品衛生法第11条第1項に規定する食品中の放射性物質の基準(100ベクレル/kg)を超える放射性セシウムが検出されました。

このことから、宮城県知事より当該品目を出荷しないよう要請がありましたのでお知らせします。

なお、施設栽培による原木しいたけ及び菌床栽培のしいたけについては、この取扱いの対象ではありません。